

平成二十二年二月十二日受領
答 弁 第 六 九 号

内閣衆質一七四第六九号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出裏下りの定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山内康一君提出裏下りの定義に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「裏下り」については、一般的に定義されているものではないが、例えば、府省庁によるあつせんの事實は確認されていないものの、事実上の天下りあつせん慣行があるのではないかとの疑念を抱かせるような退職した公務員の再就職がこれに該当するものと考えている。

御指摘の「天下り」については、先の答弁書（平成二十一年十一月十七日内閣衆質一七三第五七号）一についてでお答えしたとおりである。